

株式会社東芝 横浜事業所
グリーン調達ガイドライン

2015年4月

(株)東芝 横浜事業所

目次

1. はじめに	2
2. 東芝グループ環境基本方針	3
3. 本ガイドラインの趣旨	4
4. 東芝グループのグリーン調達基準	4
4.1 環境管理システム（EMS）の構築	4
4.2 納入品の含有化学物質の管理	4
4.3 東芝グループ環境関連物質リスト	5
5. 調達取引先様へのお願い事項	5
5.1 調達取引先様での環境保全の推進	5
5.2 環境負荷の小さい納入品のご供給	5
5.3 納入品の環境品質確保のための契約書の締結	6
5.4 各種調査へのご協力	
5.4.1 調達取引先様の環境保全の調査	6
5.4.2 納入品の含有化学物質（群）に関する調査	6
5.4.3 宣言書の提出要領	7
5.4.4 宣言書の記入要領	7
5.5 本ガイドラインの取扱いに関する注意事項	8
6. 個人情報保護方針	9
＜東芝グループ環境関連物質リスト＞	
別表1 ランクA：禁止物質（群）	10
別表2 ランクB：管理物質（群）	14
＜付属資料＞	
様式1： 調達取引先様の環境配慮に関する調査	15
様式2： 調達取引先様の環境配慮に関する調査	16
様式3： 調達取引先様の環境配慮に関する調査	17

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東芝グループでは「人と、地球の、明日のために。」のローガンのもとに CSR（企業の社会的責任）活動を進めており、この重要な柱のひとつとして環境経営を推進しています。東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品で、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

このような考えのもと、東芝環境ビジョン 2050 を策定し、2050 年のあるべき姿からバックキャストして、具体的な環境活動項目とその目標値を管理しています。私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝グループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改訂しました。調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2014 年 8 月
株式会社東芝 横浜事業所

2. 東芝グループ環境基本方針

東芝グループは、「かけがえのない地球環境」を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、東芝グループ環境ビジョンのもと、豊かな価値の創造と地球との共生を図ることで持続可能な社会へ貢献します。

◆ 環境経営の推進

1. 環境への取り組みを、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経済と調和させた環境活動を推進します。
2. 事業活動、製品・サービスに関わる環境側面について、環境影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止などに関する環境目的および目標を設定して、環境活動を推進します。
3. 監査の実施や活動のレビューにより環境経営の継続的な改善を図ります。
4. 環境に関する法令、当社が同意した業界などの指針および自主基準などを遵守します。
5. 従業員の環境意識をより高め、全員で取り組みます。
6. グローバル企業として、東芝グループ一体となった環境活動を推進します。

◆ 環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減

1. 地球資源の有限性を認識し、製品、事業プロセスの両面から有効な利用、活用を促進する、積極的な環境施策を展開します。
2. ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスを提供します。
3. 地球温暖化の防止、資源の有効活用、化学物質の管理など、設計、製造、流通、販売、廃棄などすべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組めます。

◆ 地球内企業として

1. 優れた環境技術や製品の開発と提供、および地域・社会との協調連帯により、環境活動を通じて社会に貢献します。
2. 相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションを行います。

3. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、東芝グループグリーン調達ガイドライン (<http://www.toshiba.co.jp/procure/pdf/green.pdf>) に準拠して、東芝グループの基本的な考え方であるグリーン調達の基準を示し、合わせて、株式会社東芝 横浜事業所（以下、当事業場）へ納入いただく部品、材料、ユニット、製品、副資材等（以下、納入品）について、調達取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

当事業場は、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様と共に地球環境保全活動に取り組んでまいります。

4. 東芝グループのグリーン調達基準

東芝グループでは、以下のようなグリーン調達基準を定め、グリーン調達を推進しています。

4.1 環境管理システム（EMS）の構築

東芝グループでは、環境経営の推進の取組の一環として、環境管理システム（EMS）を構築・運用し、ISO14001 の認証取得を進めています。このシステムの運用にて、調達取引先様にも環境管理システム（EMS）の構築をはじめとする環境活動への積極的な取組をお願いすると共に、既実践されている調達取引先様を優先します。

4.2 納入品の含有化学物質の管理

納入品の含有化学物質の管理は、JAMP（*1）にある合意事項を重視し、JAMP が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。

（*1）JAMP（Joint Article Management Promotion-consortium）とは、アーティクルマネジメント推進協議会（以下、JAMP）の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細などは下記の URL をご参照下さい。

JAMP URL: <http://www.jamp-info.com/>

4.3 東芝グループ環境関連物質リスト

東芝グループでは、「東芝グループ環境関連物質リスト」を定め、以下の通り、「ランク A：禁止物質（群）」と、「ランク B：管理物質（群）」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

区分	定義	対象物質（群）
ランク A 禁止物質（群）	原則、東芝グループで、調達品への含有を禁止する物質（群）	（別表 1） 34 物質群
ランク B 管理物質（群）	削減・代替化など環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	（別表 2） 20 物質群

5. 調達取引先様へのお願い事項

当事業場では、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい納入品のご供給」、「納入品の環境品質確保のための契約の締結」、並びに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

取引先の選定にあたっては、品質（Q）、価格（C）、納期（D）、サービス（S）に加え、調達取引先様の環境保全活動への取組状況（E）を評価します。本ガイドラインの遵守状況、取引先環境配慮評価リストによる評価結果などを総合し、評価ランクの高い調達取引先様からの調達を優先します。

5.1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取組（環境方針策定・システム整備・教育実施等）をお願いします。

5.2 環境負荷の小さい納入品のご供給

調達取引先様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の徹底をお願いします。

- (1) 製品含有化学物質管理体制の構築
(JAMP が提供する「製品含有化学物質管理ガイドライン」をご参照下さい。)
- (2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料の調達（グリーン調達）の実施

(3) 当事業場から願うする環境関連物質使用状況調査へのご回答

5.3 納入品の環境品質確保のための合意書等の締結

必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出を願うする場合があります。

5.4 各種調査へのご協力

5.4.1 調達取引先様の環境保全の調査

環境保全に積極的に取組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、<付属資料>様式1に基づいて、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。願うする調査は主に以下の項目の通りです。

- (1) ISO14001 外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動
 - ・ 環境方針
 - ・ 組織・計画
 - ・ 事業の環境側面・システム
 - ・ 情報公開・教育
- (4) その他

5.4.2 納入品の含有化学物質（群）に関する調査

本項は、納入品が以下の用途に使用される場合に、その納入品について適用します。

- (1) 当事業場が製造し、東芝グループ企業を含む第三者へ販売または頒布する製品または設備及びその付属品のうち、当事業場がグリーン調達管理対象に指定したもの。
- (2) 当事業場が第三者に製造を委託し、東芝グループ企業を含む第三者へ販売または頒布する製品または設備及びその付属品のうち、当事業場がグリーン調達管理対象に指定したもの。

納入品が上述の用途に使用される場合には、新規納入品の設定及び既存納入品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。納入品の種類や必要性に応じて、願うする調査内容は異なる場合があります。願うする調査は主に以下の項目です。

- (1) 欧州 RoHS 指令の対象 6 物質、並びに同司令対象物質以外の禁止物質（群）に関

する「環境関連物質使用／不使用宣言書」による不含有確認

- (2) 欧州 REACH 規制の認可対象候補となる高懸念物質（SVHC：*2）の含有有無、及び含有量調査（MSDSplus、AIS フォーム：（*3）他）
- (3) 分析評価結果の調査
- (4) その他、上記お願い事項の確実化のために必要な調査

*2：高懸念物質（SVHC：Substance of very high concern）とは、欧州 REACH 規制第 57 条の基準に該当し、かつ同 59 条の手続により、認可対象物質として選定された物質です。

*3：MSDSplus、AIS フォーム（Article Information Sheet）とは、JAMP が推奨する製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シートです。

5.4.3 宣言書の提出要領

- (1) 宣言書の送付

弊社より、原則として納入品の部品コード毎に、部品コードを記入した使用／不使用宣言書をメール等で送付します（様式-2、様式-3）。

- (2) 対象化学物質（群）の含有有無のご確認

貴社にて調査・確認を実施いただき、フォーマットに入力いただきます。

- (3) 宣言書のご提出

弊社へご返送いただきます。

（注意事項）

- (1) 回答期限は遵守をお願いします。指定期日までに回答をいただけない場合には、継続使用または新規採用ができない場合があります。
- (2) 納入品が製品・ユニット等である場合には、原則として構成する部品・材料毎に回答をお願いします。
- (3) ご回答いただいた調査内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させていただく場合があります。

5.4.4 宣言書の記入要領

- (1) 製造拠点・供給ルート

対象品の製造拠点や供給ルートが複数ある場合には、それらを全て網羅できるようご回答願います。製造拠点や供給ルートによって回答内容が異なる場合には、最も悪い条件のものをご回答願います。

- (2) 回答日・責任者欄

回答日は西暦でご記入願います。印鑑は社印、または責任部門の部門印を捺印願います。

(3) 製品・ユニット等について

製品・ユニット等の構成部品各々についてご回答いただく場合は、対象品追加表にご記入の上、添付をお願いします。その場合、総ページ数を表記して下さい。

(4) 含有有無

・特定有害物質の含有有無は、意図的添加か否かに関わらず、閾値限界（下記表に記載）を超えて含有する部位が存在する場合、「有」と判定して下さい。

・特定有害物質を含有する場合、必須ではありませんが、含有濃度、コメント欄をできる限りご記入下さい。

・特定有害物質の含有濃度は、製品または部品等の均質材料における含有率を指します。均質材料とは、組成全体が均一な状態を示し、機械的にこれ以上分離不可能な状態の材料とします。半田、めっき、塗装などは分離が可能であるため、電子部品と半田、鋼材とめっき、鋼材と塗装などは別々に判断をお願いします。

(特定有害物質 RoHS 指令対象と閾値限界)

No	物質名（金属には合金を含む）	閾値限界（質量%）	（ppm）
1	カドミウム及びその化合物	0.01	100
2	六価クロム化合物	0.1	1,000
3	水銀及びその化合物	0.1	1,000
4	鉛及びその化合物	0.1	1,000
5	ポリブロモビフェニル類（PBB 類）	0.1	1,000
6	ポリブロモジフェニルエーテル類（PBDE 類）	0.1	1,000

質量% = 対象含有物質の質量 / 素材質量

上記表の通り、一般的な 0.1 質量% = 1,000ppm として扱います。なお、法律等によって欧州 RoHS 指令に対する具体的な指示が出された場合は、その法律に従います。

5.5 本ガイドラインの取扱いに関する注意事項

本ガイドライン中において、幾つかの材料に関し、法令を引用するまたは規制限度について言及していますが、これらは当事業場調べに基づいて本ガイドラインに関連する情報の一つとして記載したものであり、実際の法令或いは規制そのものとは異なります。本ガイドラインの制定の目的に合致しない記載内容の利用については、当事業場は責任を持つ若しくは保証するものではありません。個別の法令遵守については各法令に従って下さい。

6. 当事業場個人情報保護方針

本ガイドラインに基づく調査・確認に当たり、調達取引先担当者様の名前、所属、メールアドレス、電話番号等の個人情報を含む情報の提供をお願いしますが、ご提供いただいた情報は、当事業場のグリーン調達管理・環境情報管理以外の用途での使用は一切致しません。また情報は、当事業場「情報セキュリティ管理基本規程」および関連規程に基づき適切に管理します。

但し、グリーン調達管理または環境情報に関連する事由によって開示が必要な場合に限って、当社グループ企業に開示する場合や、顧客要求等に基づいて当社顧客に開示する場合があります。

東芝グループ環境関連物質リスト

別表1 ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する時期	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 100 ppm（*1、*2）
A04	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1、*2）
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1、*2）
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1、*2）
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC類、HCFC類、HBFC類、四塩化炭素等）	既に禁止	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB類）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1）
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE類）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1）
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A15	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（略称：TBT-O）	既に禁止	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A17	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：アルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A18	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：エンドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A19	黄りん（例：マッチの火薬に含有している場合がある）	既に禁止	意図的添加の禁止
A20	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する時期	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
	a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名: クロルデン又はヘプタクロル)		
A 2 1	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 2	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名: DDT)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名: ディルドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン(別名: トキサフェン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 6	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 7	β -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス(クロロメチル)エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン(別名: マイレックス)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名: ケルセン又はジコホル)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン(別名: 六塩化ブタジエン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名: PFOS)又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 8	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名: PFOSF)	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する時期	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物（A 1 4, A 1 5を除く）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 3）
A 4 1	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	既に禁止	意図的添加禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：α-ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：β-ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 ² . 6. 0 ³ . 9. 0 ⁴ . 8] デカン-5-オン（別名：クロルデコン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 3、* 4）
A 4 8	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 3、* 4）
A 4 9	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン）	即時	意図的添加の禁止
A 5 0	ヘキサブロモシクロドデカン（略称：HBCD）	即時	意図的添加の禁止
A 5 1	一部の芳香族炭化水素類（PAH）	2015年7月1日より禁止	人体に触れる部分かつ 1 ppm（* 4）
A 5 2	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（略称：DEHP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 1）
A 5 3	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 1）
A 5 4	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 1）
A 5 5	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 1）

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

(* 1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

(* 2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とします。

(* 3) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBTのみ混合物も含む）とします。

(* 4) ただし、欧州REACH規則付属書XVII記載の適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

別表 2 ランク B : 管理物質 (群)

番号	物質 (群) 名
B 0 1	アンチモン／アンチモン化合物
B 0 2	ヒ素／ヒ素化合物
B 0 3	ベリリウム／ベリリウム化合物
B 0 4	ビスマス／ビスマス化合物
B 0 5	臭素系難燃剤 (PBB類 (A 0 8) またはPBDE類 (A 0 9) を除く)
B 0 6	ニッケル (外部利用のみ)
B 0 7	一部のフタル酸エステル類
B 0 8	セレン／セレン化合物
B 0 9	ポリ塩化ビニル (PVC)
B 1 0	亜鉛化合物
B 1 1	塩化パラフィン (一部の短鎖型塩化パラフィン (A 1 3) を除く)
B 1 2	三価クロム／三価クロム化合物
B 1 3	シアン化合物
B 1 4	ニッケル (外部利用 (B 0 6) を除く) / ニッケル化合物
B 1 5	パーフルオロカーボン (PFC)
B 1 6	ハイドロフルオロカーボン (HFC)
B 1 7	ハロゲン系樹脂添加剤 (臭素系難燃剤 (A 0 8、A 0 9、B 0 5) を除く)
B 1 8	マンガン化合物
B 1 9	有機すず化合物 (トリブチルスズ、トリフェニルスズ (A 1 4) を除く)
B 2 0	六フッ化硫黄 (SF6)

<付属資料>

様式 1: 調達取引先様の環境配慮に関する調査

取引先環境配慮評価リスト

太枠内をご記入下さい

貴社名		発行日	年	月	日
所在地		承認者			印
本社	都道府県 区市郡	(役職・氏名)			
業態	<input type="checkbox"/> メーカー、 <input type="checkbox"/> 商社、 <input type="checkbox"/> その他()	評価者			印
		(役職・氏名)			
		電話番号			

(1)ISO 14001 外部認証に関する項目

ISO 14001 外部認証を取得済みである	YES/NO NO	取得日	認証機関	認証 No.
ISO 14001 外部認証の取得計画がある	YES/NO NO	審査予定日	認証機関	

(2)グリーン調達活動に関する項目

評価項目	YES	NO	評点	開始した時期/開始予定日
グリーン調達を実施している	20	0		
グリーン調達の推進計画がある	20	0		

(3)環境保全活動に関する項目 (上記(1)ISO項目のいずれかが「YES」の場合は記入不要)

評価項目		YES	NO	評点
環境方針	1. 環境保全に関する企業理念がある	5	0	
	2. 環境方針を定め、継続的改善及び汚染の予防を誓約している	5	0	
	3. 環境方針で環境に関する法令の遵守を誓約している	5	0	
	4. 環境方針は文書化され、全従業員に周知されていると共に、一般の人が入手可能である	5	0	
計画・組織	5. 環境に関する目的・目標があり、文書化されている	5	0	
	6. 目的・目標を達成するための責任、手段及び日程を明確にした実行計画が定められている	5	0	
	7. 目的・目標を達成するための組織、責任者、役割及び権限が定められている	5	0	
環境側面システム	8. 大気汚染に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	9. 水質汚濁に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	10. 廃棄物に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	11. 資源消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	12. エネルギー消費に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	13. 悪臭、騒音、振動に関して環境影響を評価・管理し、改善に努力している	5	0	
	14. 納入荷姿の改善、梱包のリユース化・リサイクル化、運搬手段の効率化に積極的に取り組んでいる	5	0	
	15. (株)東芝が定める禁止物質を使用していない	5	0	
	16. 製品アセスメントの仕組みがある	5	0	
	17. 緊急事態への対応の仕組みがある	5	0	
	18. 環境に関する内部監査の仕組みがある	5	0	
情報公開	19. 環境関連物質の使用状況調査等、(株)東芝の環境配慮活動に関する協力要請に対し速やかに対応している	5	0	
	20. 環境関連の教育・訓練を実施している	5	0	
	21. 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者には、別途、適切な教育訓練を実施し、受講状況を管理している	5	0	
	22. 自社の環境保全に関する情報を公開している	5	0	
合計得点				

(4)ランク判定

評価結果	評点(点数は(2)(3)の合計)	ランク
	110超またはISO項目がYES	S
	85~110	A
	55~80	B
	25~50	C
	20以下	D

様式 2: 環境関連物質(RoHS 指令) 使用/不使用宣言書

環境関連物質(RoHS指令) 使用/不使用宣言書

管理番号: _____

当社は、本紙の回答内容が正しいことを保証します。

記入者欄				責任者欄			
記入日		年月日	取引先コード	記入日		年月日	
会社名				会社名			
部署・役職				部署・役職		印	
氏名				氏名			
電話番号		FAX番号		電話番号		FAX番号	
E-Mail				E-Mail			

1. 対象品(同一シリーズ、類似品でも「2.回答欄」の回答内容が異なる場合は、本宣言書を分けて回答してください)

東芝見積依頼(注文)番号	品名	メーカー名	メーカー型番	対象品追加表あり (○、総ページ数)

対象が複数で上記欄内に記入できない場合は、別シート(【様式2-1】)を使用して添付し、「対象品追加表あり」欄に○印を付けて総ページ数を記入してください。

2. 回答欄

含有有無は、意図的添加か否かに関わらず、下記含有濃度の閾値を超える部位が存在する場合、「有」と判定してください。

制限物質が閾値を超えて含有する時は、含有部位、用途等を記入ください。

適用除外用途での含有の時は、【付表-1】適用除外用途(付属書Ⅲ)の番号記入は必須です。

RoHS指令(2011/65/EU)適合判定は、閾値内含有、および、適用除外用途としての含有時は「適合」としてください。

物質が存在する場合は、必須ではありませんが、含有濃度欄・コメント欄・備考欄をできるかぎりご記入願います。(閾値未満で管理されている場合、含有「無」と判定してください)

制限物質(規制物質)	禁止する含有濃度の閾値	含有有無	含有濃度 (ppm)	コメント欄	
		有 無		適用除外用途番号 または不純物	含有部位、用途、他
1. カドミウム及びその化合物	100ppm	有			
2. 六価クロム化合物	1000ppm	有			
3. 水銀及びその化合物	1000ppm	有			
4. 鉛及びその化合物	1000ppm	有			
5. ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm	有		X	
6. ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm	有		X	
RoHS指令(2011/65/EU)適合判定	適用除外用途を考慮した適合可否 の判定結果	不適合			
備考欄	いずれかの対象化学物質が存在する場合、全廃(代替)予定時期・代替品の部品コード(または形番)とリリース時期などをご記入願います。(別紙添付可)				
製造中止欄	製造を中止もしくは今後製造中止を予定している場合は、製造中止欄に○印をご記入の上、製造中止時期 をご回答願います。		製造中止時期 (予定)	年月日	

いずれかの対象化学物質が存在する場合、調査対象品の採用不可もしくは継続的使用ができなくなる場合がありますので予めご了承ください。

ご提出いただいた資料および資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。

様式 3: 環境関連物質(RoHS 以外) 使用/不使用宣言書

改訂記録表

制定：2014年8月18日

改訂：

2015年4月1日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	2014. 8. 18	新規発行
2	2015. 4. 1	環境関連物質リストの見直し

本ガイドラインに関するお問合せ先

株式会社東芝 横浜事業所

調達担当

電話 045-759-1375

FAX 045-759-1497

施設管理部 環境保全担当

電話 045-759-1312

FAX 045-759-1321

株式会社東芝 横浜事業所